

報告要旨

午前の部

生物・化学兵器使用禁止規範の位相 —国際刑事裁判所 (ICC) 規程の改正を契機として—

阿部 達也 (青山学院大学准教授)

生物・化学兵器の使用禁止という場合に、実際にその使用が禁止される対象はいったい何か？

昨年6月に開催された国際刑事裁判所 (ICC) 規程の検討会議において規程の一部が改正された。侵略犯罪に関する改正が最大の焦点であったために注目度は低かったものの、検討会議では、すでに第8条2項(b)において国際的武力紛争における戦争犯罪として特定されていた「毒物又は毒を施した兵器」、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物」ならびに「人体において容易に展開し、又は扁平となる弾丸」のそれぞれの使用を非国際的武力紛争における戦争犯罪として第8条2項(e)に追加する改正も採択された。

今回の改正にあたって—1998年の採択の際もそうであったように—規程上の戦争犯罪として使用の禁止される兵器を具体的にどのように特定するかについては議論があった。生物・化学兵器の文脈では、最終的には古典的な戦争法（ハーグ法）たる1925年のジュネーヴ毒ガス議定書の文言（ただし、化学兵器の部分のみ）をそのままの形で用いることで妥協が成立したものの、実際の交渉では、同議定書の文言を用いる案の他に、軍縮・軍備管理法たる1972年生物兵器禁止条約や1993年化学兵器禁止条約に示された定義に言及する案も検討されていたのである。また、ジュネーヴ毒ガス議定書の文言をそのままの形で用いるとしても、その解釈については従来から各国の間で異なる見解が示されてきたし、さらに、同議定書の慣習法規範化が諸国間で広く一般に受け入れられるようになった現在においては条約規範との異同を含めてその具体的な内容も問題となる。

いずれにしても、今日までの国際法の発展により、生物・化学兵器の使用禁止規範については、戦争法と軍縮・軍備管理法と国際刑事法という3つの分野それぞれの観点からのアプローチが可能となっている。同一事項を規律する複数の規範が存在する場合には一般に、法的整合性を重視する観点から、規範の内容に関して何らかの調整が図られることが多かったように思われる。これに対して、条約の数の増加やその内容の多様化が顕著になるにつれ、複数の規範の間で一方が他方に対して何ら影響を及ぼさないとして、むしろそれぞれの規

範の自律性を重んじるような傾向が徐々にではあるが見られるようになっていく。生物・化学兵器の使用禁止規範はその 1 例として位置づけられる。それでは、それぞれの規範によって使用の禁止される対象はいったい何か？

以上のような問題意識をもとに、本報告では、戦争法（ジュネーヴ毒ガス議定書）と軍縮・軍備管理法（生物兵器禁止条約・化学兵器禁止条約）と国際刑事法（国際刑事裁判所（ICC）規程）との間で錯綜する生物・化学兵器の使用禁止規範の位相について明らかにしてみたい。

いわゆる国籍法違憲判決にまつわる若干の問題について

佐藤 文彦（名城大学教授）

周知のように、平成 20 年 6 月 4 日、最高裁は、日本人を婚姻外の父とし、外国人を母として出生した非嫡出子が、その出生後に認知された場合において、その認知に加え、準正（及び届出）があったとき、日本国籍を取得する旨を規定していた、国籍法 3 条 1 項（当時）を、憲法 14 条に違反すると判断するとともに、その子に準正がなくとも日本国籍を取得させるという、2 つの大法廷判決を下している（民集 62 卷 6 号 1367 頁に収録されている、135 号事件判決が著名であるが、164 号事件判決もほぼ同内容のものである）。国籍法 3 条 1 項旧規定に対する違憲の疑いは、平成 14 年 11 月 22 日最高裁第二小法廷判決（判例時報 1808 号 55 頁ほか）の、補足意見に示されていたところである。平成 20 年大法廷判決の多数意見は、国籍法の規定の一部を、法令違憲とし、無効と判断したという点もさることながら、その救済ないし是正手段として、国籍法 3 条 1 項（当時）の、いわゆる準正要件以外の要件が満たされているので、当事者に日本国籍を付与すべきであると判断している。

さて、平成 20 年大法廷判決の判決理由をみると、昭和 59 年に改正された国籍法 3 条 1 項が、いわゆる準正要件を課すことにつき、合理的な立法目的があるとともに、当時は一定の合理的関連性を有する立法事実があったが、国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らすとき、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要件としておくことには、立法目的との間に合理的関連性を見いだすことが、もはや困難になったと評価されている。また、日本国籍が、日本の構成員としての資格であるとともに、様々な点からして重要な法的地位である一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かは、子自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄であるという点も、厳格な判断を行う前提となった認識であろう。さらには、多くの、補足意見、意見、反対意見が付されている。

こうした平成 20 年大法廷判決に関しては、既に多くの評釈が現れているのみならず、特集なども組まれているところである。そこでは、多くの論点につ

いて、諸々の見解が示されている。本報告では、この大法廷判決を手がかりとしつつ、国籍の意義など、いくつかの点について、検討を加えることとしたい。

午後の部

第1分科会「国際経済秩序の統合化と分散化」

第1分科会趣旨説明

コーディネーター 小寺 彰（東京大学教授）

従来 WTO 条約体制、事項的には貿易規律を中心に考えられてきた国際経済秩序は、その規制力が強化されることによって、環境規制、食品安全規制、さらには人権との関係づけが問題化し、一部は条約の中で明確に位置づけられた（統合化）。他方、国際規律の担い手については、WTO 条約体制という多数国間条約体制だけではなく、二国間の自由貿易協定、投資協定、さらには ISO などの民間基準等によって担われるようになった（分散化）。しかし、「規律の統合化」については、貿易外事項が通商・投資関係条約のなかで明確な位置づけを得たものがそれほど多いわけではなく、規律間の調整が条約の解釈適用に委ねられていることも多い。また「規律の分散化」についても、多数国間条約と二国間条約等がきちんと相互補完的に位置づけられていると言っている状態ではない。これらについて、「立憲化」や「多数国間化」等の概念によって分析されているが、このような新たな概念が国際経済秩序の統合化・分散化を考えるうえでいかなる意味を持つのか。

本分科会では、「立憲化」、「多数国間化」等の概念を軸にして、現代国際経済秩序の基本構造を探っていくことにしたい。

WTO における科学の役割—SPS 協定の限界と近年の体制内の変化—

内記 香子（大阪

大学准教授）

自由貿易に関する国際ルールが、国内の多様な政策、例えば健康や環境の保護といった政策と深く関わることは、従来から認識されてきた。健康・環境の保護のために物の貿易を規制すれば、他国の輸出利益を侵害し、自由貿易のルールと抵触することになる。しかし、自由貿易のルールが国内の多様な政策目的にどのように配慮し許容するか、という両者の関わり方は、例外条項の存在も含め、時代をおって変化してきた。SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）の成立も、そのような自由貿易と国内の政策目的を繋ぐ重要な場の確立であり、そこでは、自由貿易と、とりわけ食品の安全や動植物の生命・健康の保護を目的とした国内政策がどのような関わり方をするのかが注目されてきた。

本報告では、SPS 協定の最大の特徴である、科学的根拠に基づいて措置をとるという義務の導入によって、WTO が加盟国の国内政策にどのように関わるようになったのかを考察する。本報告が当分科会の中で WTO の現状を説明する位置付けにあることから、次の3つを論点として取り上げることとする。まず、[1]科学を基礎とする義務の導入が国際貿易体制に導入された背景と含意について振り返った後、[2]その義務に関して WTO 紛争解決手続における司法的対応にどのような限界があり、またこれまでどのような批判を受けてきたのかを検証する。その上で、[3]科学を基礎とする義務をめぐって、WTO が司法的対応のほかにもどのような対応をしているのか、SPS 委員会の活動を取り上げ、そこでの新たなガバナンスの醸成を検討する。

とりわけ[2]については、これまでの SPS 紛争（よく知られた紛争としてホルモン牛肉事件や遺伝子組換え産品事件があり、日本の植物検疫もこれまで2度WTOに訴えられている）を通じて、科学を基礎とする義務がどのように解釈適用されるのか、その射程が明らかになってきている。しかしその中で、WTO 紛争解決手続の制度が、科学が常に決定的で確実性のある結論を示すかのような理解をしているところに批判が寄せられ、またリスクに対する複数の多様な国内規制手法を許容するのかが懸念されてきた。他方[3]においては、SPS 委員会が科学を基礎とする義務にどのように向き合っているのかを検討することで、とりわけ加盟国にとって、委員会が議論への「参加」、科学的知識をめぐり「情報交換」や「相互学習」、規制導入に際しての「説明責任」の確保等の場となっていることに注目したい。こうした SPS 委員会の機能は、司法的対応とは異なる形で、加盟国間で科学的知見・認識の共有を促進するものであり、国内規制の違いから生じる問題をより継続的に解決し、WTO と加盟国の関係を再構成する役割を担っていると考えられる。

国際貿易レジームの複合的展開と社会的文脈

—WTO・FTAに内在する規範的作用—

大矢根 聡（同志
社大学教授）

国際貿易レジームをめぐって、二律背反的な現象が顕著になっている。WTO（世界貿易機関）は法化し、立憲化しているとさえ論じられる。しかし他方では、WTOのドーハ開発アジェンダが著しく低迷している。WTOのルール運用の局面とルール形成の局面が、好対照をなしているのである。同時に、国際的にWTOが法化する一方で、地域的には逆行するようにFTA（自由貿易協定）が増加している。FTAにおいても、一方で二国間のFTAが増大し、他方ではそれが広域化し、標準化している。二律背反的な現象が重層的に見ら

れるのである。

このような現象は、どのような分析視角のもとで整合的に説明できるのか。国際関係論においてマクロ的動向を説明するには、構造論的なネオ・リアリズムやネオ・リベラリズム、あるいはそれらの後継的理論が馴染むと考えられる。しかし、それらはシンプルな因果関係を想定しがちで、複合的な現象を説明するのは難しい。そこで本報告では、コンストラクティヴィズム（社会構成主義）の観点を援用し、国際貿易レジームをめぐる社会的文脈に着目する。ここで社会的文脈とは、ステークホルダーが共有する認識枠組みであり、各国の政策選択を方向づけるように作用する。

報告では、WTOとFTAに一定の傾向が内在しており、特定の社会的文脈の成立を促し、各国の政策を方向づけている様子を浮き彫りにする。第一に、WTOの紛争解決手続きは、各国がWTOの裁定を遵守するような社会的文脈を形成し、WTOの法化を実質化している。第二に、その反射的效果として、非貿易的分野ではステークホルダーが貿易自由化の強化に反発し、むしろ地球環境や開発、人権など、当該分野に固有の規範に向かうような、別の社会的文脈も成立している。

この第一・二点を背景として、WTOのラウンドでは、先進国間や先進国・途上国間、政府・NGO間で、自由貿易化をめぐる異なる規範が衝突しがちになる。ラウンドが進展しにくいと、貿易自由化を推進する装置として、FTAが重要性を高めることになる。しかも、NAFTA（北米自由貿易協定）の成立を契機として、アメリカ政府がFTAとWTOの補完性を政策モデルとして提示した。第三には、この補完性の概念が各国に伝播して社会的文脈を構成するに至り、FTAが急速に増加する磁場になっている。また第四に、この社会的文脈のもとでは、各国がFTAのWTO整合化によって「評判」を獲得できるため、各国がFTAを広域化し、標準化しているのである。

以上のように、WTOとFTAは相互に関連して、一見矛盾する現象を連鎖的に生み出していると考えられる。ステークホルダーの認識が分析対象であり、客観的な把握が容易ではないが、報告ではインタビューの結果や各種の統計を用いて、実証的な分析を試みたい。

国際経済法における権限配分の特質とその動態

—立憲化概念による把握の試み—

伊藤 一頼（静岡県立大学専任講師）

今日の国際経済法、とりわけ国際通商法と国際投資法の分野では、多数国間条約ないし二国間条約を通じて規律の大幅な強化が進んでおり、紛争を第三者機関による司法的処理に委ねることも頻繁に行われている。特に世界貿易機関

(WTO)協定は、製品の安全基準や衛生基準といった国内規制の調和にも踏み込むなど、従来国家が規制権限を専有していた分野にも国際的規律を浸透させ、さらに、紛争解決手続の半強制化を通じて、協定の解釈適用も第三者機関による組織的・体系的なコントロールの下に置いている。こうした、各国の主観的な判断や操作が介入する余地を狭めた「客観的な法秩序」としての性格ゆえに、WTOはしばしば「法化(legalization)」の典型例に挙げられる。さらに、こうした法化現象の到達点として、最近ではWTO体制の「立憲化(constitutionalization)」が議論されている。すなわち、WTOでは各国政府による分権的な意思決定や価値判断を克服した自律的な規範構造が構築されつつあり、法の支配や基本権保障、価値の総合調整といった立憲的機能を発揮することが可能になったという見解である。ここでの立憲化概念は、明らかに国内法秩序における立憲主義をモデルとしている。しかし、こうした意味での立憲化を語り得るほどにWTOへの権限集中が進んでいると評価するのは、果たして現状認識として妥当であろうか。また、この意味での立憲化がWTOにとっての進歩であり到達目標であるという考え方は、国際組織の法的特性を正しく踏まえた議論であろうか。本報告では、むしろWTOが様々な場面で、その構成国や他の国際組織との関係における統合性と分権性のバランスに配慮を示している点に注目し、そうした政体間の権限配分の問題を把握するための枠組みとして立憲化概念を再構成することを試みる。

一方、国際投資法の分野は、WTOとは異なり、二国間条約を中心に規律が発展しているが、条約中の最恵国待遇条項の存在や、第三者機関(仲裁)を通じた条約解釈の標準化(司法化)により、規律の客観化・統合化の契機が高まりつつあり、これを国際投資法の立憲化と捉える研究も現れた。しかし、こうした潮流に対して各国政府の側は、条約文言の精緻化などにより主観性を回復する動きを見せており、やはり投資法の分野でも統合性と分権性の緊張関係が先鋭化していると言える。本報告は、かかる状況の分析を通じて、投資法における権限配分の構造とその変動という観点から立憲化概念を捉え、さらに、それをWTOにおける立憲化概念と比較することで、国際経済法の規範構造の特質をより具体的に把握することを目指す。

WTO協定の解釈と国際法の関連規則

—条約法条約31条3項(c)における「当事国」の意味—

阿部 克則(学習院大学教授)

条約解釈の一般規則を定める条約法条約31条は、その3項(c)において「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」を「文脈」とともに考慮すると規定する。本報告は、同条項において考慮の対象となる「国際法の関

連規則」を限定している「当事国(the parties)」とは、WTO 協定の解釈において何を意味するかを検討するものである。

同条項は、オイルプラットフォーム事件において国際司法裁判所が言及するなど、近年の国際紛争処理において用いられるようになったため、関心を呼ぶこととなったが、特に注目を集めたのが、EC のバイオテクノロジー製品の承認と販売に影響を与える措置事件（GMO 製品事件）において、WTO の紛争解決小委員会（パネル）が、同条項について示した解釈である。GMO 製品事件パネル報告は、同条項にいう「当事国」は、解釈の対象となっている条約の「全当事国(all parties)」を意味するとし、WTO 協定の解釈にあたって考慮される条約は、WTO の全加盟国(all WTO Members)が当事国となっている条約のみであるとの理解を提示した。この立場に立った場合、WTO には現在 153 の”Members”が加盟していること、及びこの中には「独立関税地域」として加盟が認められた台湾や香港も含まれていることを考えると、WTO 協定の解釈に際して参照される他の条約は、非常に限定されたものとなる。このような GMO 製品事件パネルの立場に対しては、国連国際法委員会の「国際法の断片化に関する研究部会」の報告書が、同条項の「当事国」の解釈としては狭すぎると批判するなど、活発な議論が行われてきた。

上述の問題が注目されている理由は、WTO 法の文脈で言えば、WTO 協定の解釈にあたって考慮される他の条約（GMO 製品事件でいえば生物多様性条約とカルタヘナ議定書）が何であるかによって、「貿易と環境」、「貿易と文化」、「貿易と人権」などのいわゆる非貿易的価値の関係する紛争において、WTO 協定の解釈が大きく変わる可能性があるからである。実際に、カルタヘナ議定書や文化多様性条約の締結にあたっては、WTO 協定との関係が強く意識されていた。また、より一般的な文脈で言えば、「断片化(fragmentation)」と言われる多数国間条約体制の「乱立」状況において、条約レジーム間の調整・統合を、解釈プロセスを通じて行うことができるかというシステム的な問題も背景に存在する。

そこで本報告では、条約法条約 31 条 3 項(c)に関して GMO 製品事件パネルが示した理解の意義と課題を明らかにすることを試みたい。

国際立法の位置づけと条約解釈

西元 宏治（専修大学准教授）

法機能が制度的に未分化な国際社会において、伝統的に法の定立は断片的であり、国際法の解釈適用による紛争処理も散発的なものに止まってきた。しかし、冷戦後に進展した、いわゆる国際関係の「法制度化 (legalization)」は、人権、貿易、環境、海洋など機能・分野別の多数国間条約体制とその履行確保・紛争処理手段としての国際司法・準司法機関を増加させ、実体法・手続法の両

面において多岐にわたる国際法規の解釈実践を急速に集積させることになった。特に経済分野においては、WTOのような多数国間条約体制だけでなく、自由貿易協定、二国間投資協定、経済連携協定、租税条約など二国間条約のネットワークが形成され、規律内容の重層化も進行している。

こうした国際法定立過程の多様化と分散化の中で、従来から個々の履行確保・紛争処理手段における国際法の解釈適用の在り方については、国際コントロール論、立憲化論、あるいはウィーン条約法条約の解釈規則など様々な形で議論が行なわれてきた。

本報告では、試みとして、国際法の定立とその解釈適用の過程を連続した、しかし相互に自律した過程と捉えた上で、一連の議論を大きく2つの立場に分ける。すなわち、一方で各法秩序に遍在する実定国際法の解釈実践の集積を包括的・統一的な視点で把握し、解釈適用の過程から、国際法定立過程の多様化と分散化に対して、何らかの規律を志向する立場と他方で国際法秩序の多元性とそこにおける法の機能の多様性を前提として、個別の紛争処理や履行確保を重視し、国際法の断片化や法秩序間の相互関係の抵触法的な調整を志向する立場である。この二つの立場を軸に、国家の主権性の保持と国際規律の実効性の確保という相反する要請の統合が求められる実定国際法の解釈適用の妥当性とその判断枠組みとの相関関係を精査する。さらに可能であれば、専門分化が進行する国際法学において、国際法一般を検討することの意義と課題を考察する端緒を得たい。

第2分科会「北極をめぐる現代的課題と法制度」

第2分科会趣旨説明

コーディネーター 大島 美穂（津田塾大学教授）
明石 欽司（慶應義塾大学教授）

北極や南極における活動をいかなる法制度が規律するかについて、これまで国際社会の関心はそれほど高くはなかった。南極地域についてはいわゆる南極条約体制が整備され、南極条約締約国会合を軸として領有問題、資源問題、環境問題などの諸問題が議論されてきたのとはきわめて対照的である。しかし、近年北極をめぐる自然環境や政治環境の変化は、北極地域の経済的利用の現実的可能性とともにこの地域のガバナンス問題をも生じさせてきている。本分科会では、北極をめぐる現代的問題状況を整理分析するとともに、北極における領有・境界画定問題、北極の通航制度と関係する北西航路の法的地位の問題、船舶起因汚染に関する国際法と沿岸国の国内法の関係といった国際法問題、ならびに、北極における国際政治の特質について総合的に検討を深めたい。

北極をめぐる現代的問題状況

加藤 喜久子（外務省国際法局海洋室長）

近年の北極を巡る環境変化は、これまで氷に覆われていたがために、一般的には理論的可能性として捉えられていた北極海が持つ経済的機会の潜在的可能性（新たな北極海航路の啓開・実用化、北極海及びその海底における生物・非生物資源の開発など）について、国際社会がにわかに現実性をもって受け止める契機を提供することとなった。さらにその延長上の議論として、南極条約体制が存在する南極地域と異なり、北極に特化した国際的な包括的枠組みが存在しないが故に、北極地域を巡る包括的なガヴァナンスの在り方についても国際世論の高い関心が注がれてきている。

本報告では、まず、こうした国際社会の北極に関する関心の高まりの現状について概観した後、本報告の後に報告される論点毎の報告への導入との位置づけの下、「海」である北極海に対して、国連海洋法条約をはじめとする北極に適用されている既存の国際法的枠組みについての報告者の認識、また現下の国際社会における一般的認識を紹介した上で、具体的な関連国際法の適用の現状とそれを巡る国際社会における議論を概観しながら、どのような法的論点が生じてきているかについて報告する。さらに、法的論点にとどまらず、各種国際機関におけるこれまでの北極関連の議論をいくつか紹介し、国際社会による北極問題への関与の現状についても概観する。

最後に、北極を巡る多国間の枠組みの現状を概観し、特に環北極協力のための政府間のハイレベルフォーラムである北極評議会の現状を概観した上で、北極における環境変化を受けて北極評議会が直面している課題について紹介する。さらには、北極問題に対する日本政府の取組の現状についても紹介する。

北極における領有・境界問題の展開—陸地と大陸棚を中心に—

深町 朋子（福岡女子大学准教授）

2007年8月、北極点において、ロシアの海洋調査船から発進した2隻の有人深海潜水艇が、水深約4,000メートルの海底にチタン製のロシア国旗を設置した。この潜水を率いたロシア人探検家（かつ同国下院議員）が「北極はロシアのもの」とコメントする一方で、カナダ外相は「15世紀ではあるまいし、世界中に国旗を立てて回って領有権を主張することなどできない」と強く批判し、メディアでは「北極点レース（The Race for the North Pole）」による紛争激化や国際関係の不安定化が喧伝された。極地をめぐる「レース」と形容されるような状況に国際法が関わるのは、現代が最初ではもちろんない。すなわち、20世紀初頭に本格化した北極・南極探検とその成功などを背景に、極地に対する領域主権設定の主張が諸国から次々と出された際に、領域主権設定の可否お

よび方法が多くの論者によって集中的に議論された。これを極地における領有・境界問題の第1期とすれば、現代はいわば第2期であり、国連海洋法条約（UNCLOS）の発効、技術発展がもたらした海底鉱物資源の開発可能性、気候変動による北極の氷の急激な融解等を主な要因として、海洋とりわけ海底の天然資源に対する沿岸国の管轄権が、対立の中心的な焦点となっている。より具体的には、大陸棚（および排他的経済水域）の限界設定や境界画定をめぐる争いといつてよい。

極地のうち南極については、南極条約によって特別の（*sui generis*）領域的制度が創設され、海洋資源開発についても同条約体制の枠内で対応がはかれてきた。本報告の目的は、そうした特別の制度ないし地位を欠く北極において、上述したような領有・境界問題がいかんにして規律されてきたか、また規律されているのかを明らかにすることである。報告ではまず、セクター原則や先占を主な論点として、北極の陸地に対する領域主権の設定方法を考察し、次いで、現代的課題である大陸棚の設定問題を取り上げることとしたい。大陸棚に関しては、UNCLOSの下で設置された大陸棚限界委員会に対する200カイリを越える大陸棚の延長申請状況、他国による同申請への対応状況、200カイリ以内の大陸棚（および排他的経済水域）をめぐる境界画定の現状等を検討する予定である。なお、北極の定義は複数存在し、いずれを採るかにより含まれる国家も変わらうが、本報告では基本的に、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国の5カ国を議論の対象としたい。

北極海における航行制度の展開—北西航路の法的地位—

小山 佳枝（中京大学准教授）

北極海（Arctic Ocean）とは、ユーラシア大陸、グリーンランド、北米大陸および多数の島に囲まれた海域および河口域を指す。その過酷な気候環境ゆえに、わずかの先住民族を除いては古くから人間活動の場としての開発を免れ、また、科学技術の急激な進展が見られた20世紀にあっても、東西冷戦という政治的理由により国際社会に対して閉ざされた海域であったといえる。

ところが、旧ソ連におけるペレストロイカ以降、同海域における船舶航行の可能性が本格的に模索されはじめると、カナダ、デンマーク（グリーンランドおよびフェロー諸島を含む）、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、および米国といった北極海沿岸諸国のみならず、これまでアジア、中東および欧州を結ぶ航路として「南回り航路」（マラッカ海峡、インド洋、スエズ運河を経由する航路）の選択を余儀なくされてきた海洋利用国にとっても、北極海は極めて高い経済的価値を有する海域として注目が集まった。北極海における航路は、カナダ北部沿岸を横断する「北西航路」（Northwest

Passage) とロシア北部沿岸を横断する「北東航路」(Northeast Passage) または北極海航路 (Northern Sea Route) に大きく分けられるが、いずれも太平洋と大西洋とを結ぶものであり、従来の「南回り航路」に比べると、実に 6 割程度にまで航程を短縮できるためである。

他方、1992 年の「環境と開発に関するリオ宣言」以降、「持続可能な開発」概念の下での国際環境法の新たな発展とともに、北極海における脆弱かつ稀有な海洋生態系に対する認識が高まりを見せ、北極海における海洋環境の保護および保全への国際的関心も集中した。特に、気候変動の影響による永久凍土の融解、氷床や氷棚の減少といった北極海の海洋環境の劇的な変化は、上述の 2 つの航路の国際法上の地位について、海洋法の伝統的枠組みである「航行の自由」と「海洋環境保護」の調整という文脈に沿って、いま一度検討しなければならない時期にあることを示している。とりわけ、これらの海域が国連海洋法条約第 234 条の規定する「氷結水域」の制度に服するのか、あるいは氷の融解といった自然環境の変化により、今後、同条約第 34 条以下に定められる「国際海峡」の制度が妥当なのかといった議論が、実際に沿岸国と利用国との間で生じているためである。

以上を念頭に、本報告では特に「北西航路」に焦点を当て、現代海洋法秩序におけるその法的地位を再検討し明らかにすることを目的とする。このため、北西航路をめぐるカナダ、米国、EU 諸国の各主張および関連する最近の国際海事機関 (International Maritime Organization: IMO) の実行を分析し、既存の国際法制度が、「北西航路」における航行の自由と海洋環境保護とを調整するにあたり、十分な法的基盤を提供しうるものであるかを考察する。また、関連する国家実行が今後の北極海の航行制度をめぐる法整備へ及ぼす影響についても展望する。

船舶起因汚染に関する国際法と国内法の交錯

—北極海におけるカナダ法を素材として—

岡松 暁子 (法政大学准教授)

北極海では近年、地球温暖化が原因とされる海氷の溶解が進んだことにより、従来にはない新たな環境問題が生じている。そのうちの 1 つが、この海域の、いわゆる「北西航路」の航行可能性が高まるにつれて浮上した、船舶に起因する海洋汚染問題である。一般に、船舶起因汚染には、主として船舶からの油の排出、船舶事故による海洋汚染、船舶塗料の海洋への流出、バラスト水による生態系への影響などがある。北極海におけるこれら諸問題に関しては、複数の沿岸国のうちカナダが、1970 年に「北極海汚染防止法」を制定し、これを沿岸 100 海里にまで一方的に適用して規制を行ったため、これに対し、アメリカを始め

とする各国が抗議するという経緯があった。その後、国連海洋法条約や「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」(MARPOL73/78 条約)等の国際的枠組における取組が進展したものの、実際には、砕氷装備のない通常船舶の航行が希であった当該海域においては、これらに関連する具体的実行に乏しく、現在でも以下のような諸規制とその解釈が複雑に錯綜している状況にある。

まず、国連海洋法条約は、最も重要な一般条約であり、沿岸国による船舶起因汚染の防止措置について、国際基準に基づく法令制定権を規定しており(第211条第5項)、さらには、当該規定が想定する一般的状況が不適合な場合についても、それ以上に厳しい内容の法令制定権が規定されている(同条6項)。しかし、後者の規定については、厳格な手続的要件を満たす必要があり、国連海洋法会議での起草中から、その適用には困難が予想された。そのため、「北西航路」を自国の内水とみなし、「北極海汚染防止法」の適用を主張するカナダは、第三次国連海洋法会議において、より緩やかな要件での規制が認められる「氷に覆われた水域」規定を主張し、その挿入に成功したのであった(第234条)。さらに、海洋法条約発効後は、本条にその根拠を置きながら、適用範囲の200海里への拡大、通航の際の事前通告を voluntary から obligatory に変更する等、近時ではより一層の規制強化を図る実行を重ねている。対して、アメリカは、当該水域を「国際海峡」であると主張し、これら諸規定は当該水域に適用されない旨、国際海峡制度に関する規定(第233条)を援用しながら、主張している。

このように当該水域では、航行可能水域の拡大により、沿岸国に認められている汚染防止のための管轄権の対象や範囲が広がるという、従来の規制枠組の変化と対立の深刻化が見られるのである。本報告では、このようなアメリカとカナダとの対立を踏まえ、船舶起因汚染に関する国際法と国内法の交錯を検討することを目的とする。

北極における国際政治

—グローバル・ガバナンス、下位地域協力、国家間政治の交差の中で—

大島美穂(津田塾大学教授)

本報告では、グローバル・ガバナンス、下位地域協力、そして国家間政治という三つの動きが交差する北極海域における国際政治を、特に後者二つの関係に留意しつつ考察する。

北極海域は現在「世界で最も“不安定な”領域」(WWF)と言われるが、「冷戦」期には、東西の分断線に位置する軍事・経済的戦略要地ではあったものの、今日のような熾烈な利権をめぐる関心は生まれていなかった。その中でレジーム

論、グローバル・ガバナンス論の論者として著名な O. R. ヤングが同地域を地域研究と国際関係論の重なり合う場所として捉えたのは、その後の国際政治研究の展開の一つの前触れであったと言うべきであろう。

「冷戦」体制の動揺と共に 1980 年代後半から地域を取り巻く状況は変わり始め、北極におけるより広い実際的な協力が先住民問題、環境汚染、生物多様性の維持、気候政策など幅広い分野で始まり、それに伴って研究も多様化の傾向を帯びてきた。ここで注目すべきことは、豊富な資源と地球の交通網の頂点に位置するこの地域が、一方で地球環境問題や資源の保護というグローバル・ガバナンスの対象領域であると同時に、他方で周辺各国の利益が衝突する利権闘争の場である中で、その二つの相反する動きを繋ごうとする現実的な環北極海地域協力の動きがいくつかの機構によって始められたという点である。北極理事会 (The Arctic Council)、北極地域議員会議 (Conference of Parliamentarians of the Arctic Region)、バレンツ・ユーロ・北極地域会議 (BEAC)、環バルト海諸国会議 (CBSS) などがそれにあたる。また、2000 年代後半になると周辺 5 カ国による多国間会議が開催され、2008 年には 5 カ国閣僚による「北極海会議」とそれに続く「イルリサット宣言」が出され、限定的ながら今後の北極海域の秩序形成に関するロードマップが提示された。それは、この地域における利権闘争の主な要因である境界未画定問題の解決とこれまで地域が徐々にコンセンサスを確立してきた実務的な協力、そしてグローバルな視点を結び付け、「北極利権問題」解決への弾みを得ようとの動きとも捉えられる。「北極海会議」自体は周辺 5 カ国に限定され、先住民も締め出されて物議を醸したが、にも拘らずそれが示すのは、利権問題を単なる国家間政治の駆け引きに留めるのではなく、地域とグローバル両面における持続的開発の中に位置づけ、発信しなければならないという認識の存在ではないだろうか。すなわち、冒頭に述べた異なる動きが相互に影響を与え、地域開発への一定の合意が形成されている過程として捉えることはできないだろうか。

本報告では、こうした問題意識に則り、三つの異なるレベルの議論、活動がどのように結びつき、地域の問題解決に向けて作用しているかを、多様なレベル、特に下位地域協力を積極的に進めてきた北欧諸国の視点を重視しながら考察する。